

〈付録1〉

各都道府県の福祉医療実施状況一覧

都道府県単独制度としての医療費助成制度を記載した。市町村等の自治体で更なる上乘せや独自助成を実施している場合があるので、注意されたい。

(1) こども医療費助成制度

\*対象年齢は満年齢(例:「2歳」とあるのは、0～2歳児まで)(平成27年4月1日現在)

都道府県	対象年齢(0歳～)		給付制限など	所得制限	自己負担金	助成方法		入院食事
	外来	入院				現物給付	償還払い	
北海道	未就	小卒		児童手当法準用	(1)3歳未満及び市町村民税非課税世帯:初診時一部負担金(医科580円歯科510円)のみ (2)上記以外:1割負担(月額上限=外来12,000円 入院44,400円)		○ (注①)	×
青森	未就	未就		児童扶養手当一部支給準用(平成9年度基準額)	入院:4歳以上1日500円。外来:4歳以上月1500円。	○ (国保0歳)	○ (左記以外)	×
岩手	未就	小卒		児童扶養手当法準用(国基準(一部支給)に80万円上乘せ)	(1)3歳未満児及び市町村民税非課税:負担なし。 (2)上記以外:外来月1,500円。入院月5,000円(レセプト単位)。		○ (注②)	×
宮城	2歳	未就		高齢福祉年金扶養義務者の一部停止額準用	なし	○		×
秋田	小卒	小卒		父又は母460.0万円	(1)0歳児及び市町村民税非課税:負担なし。 (2)上記以外:外来・入院とも自己負担の半額(ただし医療機関につき月1,000円(レセプト単位)限度)	○		×
山形	小卒	中卒		なし	(1)第3子以降、所得税非課税:負担なし。 (2)上記以外:外来1回530円(月4回限度)、入院1日1,200円。 (3)訪問看護療養費1日600円(月5回限度)。	○		×
福島	未就	未就		児童手当法準用	外来・入院とも月1,000円(レセプト単位)	○ (国保の入院食事を除く)	○(社保) 注①	○
	小4～18歳年度末	小4～18歳年度末		なし	なし			○
茨城	小卒	小卒		児童手当法特例準用(平成6年度基準額:1人の場合393万円まで。扶養1人ごとに30万円加算)	外来:1回600円(月2回限度) 入院:1日300円(月3,000円限度)	○		×
栃木	小卒	小卒		なし	(1)未就:なし (2)小1以上:入院・外来とも月500円(レセプト単位)	○ (未就)	○ (小1)	×
群馬	中卒	中卒		なし	なし	○		○

都道府県	対象年齢(0歳～)		給付制限など	所得制限	自己負担金	助成方法		入院食事
	外来	入院				現物給付	償還払い	
埼玉	未就	未就		児童手当法準用 (扶養親族等の数 2人の額)	外来：月1,000円、 入院：1日1,200円 (市町村民税非課税 者免除)		○	×
千葉	小3	中卒		児童手当法準用	(1)住民税所得割非課 税世帯：なし (2)上記以外：外来1 回300円、入院1日 300円	○		○
東京	未就	未就		児童手当法準用	なし	○		×
	中卒	中卒			外来：1回200円 入院：なし	○		×
神奈川	未就	中卒		旧児童手当法特例 給付準用	4歳以降：外来1回 200円(調剤は除く)、 入院1日100円	○ (未就ま で)	○ (小1以 上)	×
山梨	5歳誕生 月	未就		なし	なし	○		×
新潟	2歳	小卒	3人以上の場 合は、外来・ 入院とも全子 高卒まで	なし	外来：1日530円(月 4回限度)、入院： 1日1,200円、訪問 看護1日250円	○		○ (0歳減 額認定者 のみ)
富山	3歳	未就		旧児童手当法特例 給付準用	(1)0歳：なし (2)1歳以降：外 来 530円/日、入院 1,200円/日	○ (0歳)	○ (1歳以 上)	×
石川	3歳	未就		児童手当法準用	月1,000円(自己負 担ありの現物給付の 場合の窓口負担は、 1医療機関あたり入 院1,000円/月、外 来500円/日。入院 ・通院合わせて月 1,000円を超えた額 を償還)	○	○	×
福井	小3	小3		なし	(1)未就：なし (2)小1以上：外来月 500円(1医療機関 あたり)、入院1日 500円(月8回限度)		○ (注②)	○
長野	未就	中卒		なし	500円(レセプト単 位)		○ (注②)	×
岐阜	未就	未就		なし	なし	○		×
静岡	中卒	中卒		旧児童手当法準用 (第3子以降は所 得制限なし)	外来：1回500円(月 4回限度)、入院： 1日500円	○		×
愛知	未就	中卒		なし	なし	○ (未就)	○ (小～中 卒の入 院) 注①	×
三重	小卒	小卒		児童手当法準用	なし		○ (注②)	×
滋賀	未就	未就		児童手当法特例給 付準用(第3子以 降なし)	外 来：月500円(院 外処方による調剤薬 局での自己負担金無 し)、入 院：1日 1,000円(月14,000 円限度)	○		×
京都	小卒 (注④)	小卒 (注④)		なし	外来(2歳まで)・ 入院は1医療機関月 200円。外来(3歳 ～小卒まで)は月 3,000円限度。	○ (外来(2 歳まで)、 入院)	○ (外来3 歳以上)	×

都道府県	対象年齢(0歳～)		給付制限など	所得制限	自己負担金	助成方法		入院食事
	外来	入院				現物給付	償還払い	
大阪	2歳	未就		旧児童手当法特例給付準用	1 医療機関あたり外来・入院とも各1日500円以内(月2日限度)	○ (一部自己負担金月2,500円限度)	○ (左記以外)	○
兵庫	中卒	中卒		(1)0歳は無し (2)1歳以上は、世帯の市町村民税所得割税額23.5万円未満	(1)小3まで 外来：保険医療機関毎1日800円(低所得者600円)を限度に月2回まで負担 入院：定率1割負担(負担限度額月額3,200円(低所得者2,400円))。連続3カ月を超える入院の場合、4カ月以降は一部負担金なし。 (2)小4以上 入院、通院とも自己負担の2/3。なお、連続して3カ月を超える入院の場合、4カ月以降は一部負担金なし	○		×
奈良	未就	中卒		児童手当法準用	定(低)額一部負担金(外来：月200円、入院：月1,000円(ただし13日以内の入院については月500円))		○ (注②)	×
和歌山	未就	未就		旧児童手当法特例給付準用	なし	○	○ (一部)	×
鳥取	中卒	中卒		なし	外来1回530円(月4回限度)、入院1日1,200円(市町村民税非課税世帯の者は、月15日限度)	○		×
島根	未就	未就、 就学後20歳未満の慢性呼吸器疾患等14疾患群に係る入院		(1)未就までは無し (2)就学後20歳未満は児童手当法準用	入院・外来ともに1医療機関、1月あたり原則総医療費の1割(下記の限度額を超える場合は下記の額) ①0歳～未就：入院月2,000円、外来月1,000円、薬局は自己負担なし ②20歳未満：入院月15,000円	○ (未就)	○ (未就、就学後20歳未満の入院)	×
岡山	未就	小卒		旧児童手当法準用	(1)0～2歳は医療費自己負担分の2割(0.4割負担)。(2)3歳～小卒は、総医療費の1割(月額上限有り)。ただし、すべての市町村で無料化実施	○		×
広島	未就	未就		旧児童手当法準用	医療機関毎1日500円(外来：月4日限度、入院：月14日限度)	○		×
山口	未就	未就		旧地方税の市町村民税所得割額以下(136,700円まで)	3歳以上について(レセプト単位) 外来：上限1,000円、入院：上限2,000円	○		×
徳島	小卒	小卒		児童手当法特例給付準用	(1)外来3歳以上、入院6歳以上は月600円(レセプト単位。調剤除く) (2)上記以外はなし	○ (3歳未満)	○ (3歳以上)	×

都道府県	対象年齢(0歳～)		給付制限など	所得制限	自己負担金	助成方法		入院食事
	外来	入院				現物給付	償還払い	
香 川	未就	未就		児童手当法特例給付準用 (H12年度額で固定)	なし	○		×
愛 媛	未就	未就		なし	3歳以上外来：月額上限2000円	○ (3歳未満)	○ (3歳以上)	×
高 知	未就	未就		1歳以上は児童手当法本則給付準用	(1)0歳、市町村民税課税世帯はなし。 (2)1歳以上の市町村民税課税世帯は総医療費の1割	○		×
福 岡	未就	未就		3歳以上は児童手当法準用	(1)3歳以上：外来月600円(1医療機関毎)。入院1日500円(月7日限度)。 (2)3歳未満：なし。ともに薬局での自己負担無し	○		×
佐 賀	未就	未就		なし	外来上限500円(2回まで)、入院上限1,000円	○		×
長 崎	未就	未就		なし	外来・入院とも1日800円(月1,600円限度。レセプト単位)。薬局での自己負担なし	○ (大村市を除く)		×
熊 本	3歳	3歳	入院：3子以上いる場合は全子就学前まで	旧児童手当法本則給付準用	月3,000円(市町村民税非課税世帯は、入院：2,040円、外来1,020円限度)	(注③)		×
大 分	未就	中卒		なし	外来：1回500円まで(3歳未満は月2回、3歳以上は月4回上限) 入院：1回500円まで(月14日上限)	○		×
宮 崎	未就	未就		旧児童手当法に準用(外来3歳以上)	外来：2歳までは月350円、3歳～未就は月800円。 入院：月350円(レセプト単位)	○		×
鹿 児 島	未就	未就		旧児童手当法本則給付準用	月3,000円(市町村民税非課税世帯はなし)		○ (注②)	×
沖 縄	3歳	中卒		なし	外来：3歳児のみ医療機関ごとに月1,000円。 入院：なし		○ (注②)	×

- \*2012年4月より、「子ども手当」から再び「児童手当」となり、「子ども手当」以前の「旧児童手当」から所得制限が年収960万円以下となった。このため児童手当の特例給付は以下の4種類となる。  
児童手当特例給付(532万円)、児童手当本則(460万円)、旧児童手当特例給付(393万円)、旧児童手当特例給付(361万円)
- \*「未就」とは、小学校未就学児。
- \*注① 自治体によって現物給付にしている。注② 「自動償還払い」…一旦自己負担金を支払い、その後助成金支給申請の手続不要で、後日指定口座に自動振込みされる。注③ 県では指定しておらず市町村に直接請求できる場合がある(市町村によって対応が異なる)。
- \*注④ 2015年9月より、中卒まで対象を拡大

### こども医療費助成実施自治体数

(平成26年4月1日現在)

外来	就学前までを助成対象	20.26% (353/1742)
	中学卒業以上を助成対象	11.7% (204/1742)
入院	就学前までを助成対象	5.91% (103/1742)
	中学卒業以上を助成対象	12.5% (218/1742)

※表中( )内は、該当市区町村/全市区町村数

厚生労働省通知  
「乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」より作成

## (2) 知的障害者に関する医療費助成制度

(平成27年4月1日現在)

都道府県	対象者の範囲	所得制限	自己負担金	助成方法	入院食事
北海道	知能指数おおむね35以下、身障者は知能指数おおむね50以下	特別障害者手当の所得制限に準拠	市町村民税課税世帯：総医療費の1割（月額上限：入院44,400円、外来12,000円） 市町村民税非課税世帯及び3歳未満児：初診時一部負担金（医科580円、歯科510円、柔整270円）	現物給付	×
青森	愛護（療育手帳）A	老齢福祉年金の所得制限に準拠	住民税課税世帯（65歳以上は対象外）：医療費の1割（月額上限：外来12,000円、入院44,400円） 住民税非課税世帯：自己負担なし	現物給付（国保）、償還払い（社保、後期高齢者医療制度）	×
岩手	療育手帳A	障害児福祉手当所得制限限度額+35万円	1レセプト当たり入院5,000円、入院外1,500円までの負担（ただし、3歳未満児、受給者及び主たる生計維持者が市町村民税非課税の場合は、自己負担なし）	償還払い	×
宮城	療育手帳A所持者、職親に委託されている療育手帳B所持者	特別障害者手当の所得制限に準拠	なし	償還払い	×
秋田	療育手帳A	本人：259.5万円 扶養義務者：728.7万円	なし	現物給付	×
山形	療育手帳A	市町村民税所得割23.5万円	所得税課税世帯：医療費の1割（月額上限：医療機関ごとに外来12,000円、入院44,400円） 所得税非課税世帯：なし	現物給付	×
福島	療育手帳A所持者、療育手帳B所持者でかつ身体障害者手帳又は精神保健福祉手帳2、3級所持者	老齢福祉年金の所得制限に準拠	なし（ただし、65歳～74歳で後期高齢者医療制度に加入しない場合は、保険者負担分を除く総医療費の1割を超える分は自己負担）	償還払い 現物給付	×
茨城	知能指数35以下、知能指数50以下かつ身体障害者3級	本人：特別児童扶養手当の所得制限額+53.3万円 扶養義務者：特別児童扶養手当扶養義務者基準額の所得制限に準拠	なし	現物給付	×
栃木	知能指数35以下の者、身体障害の程度が3・4級でかつ知能指数50以下の者	なし	500円（レセプト単位。ただし、市町村民税世帯非課税者等は自己負担なし）	償還払い	×
群馬	療育手帳A該当	なし	なし	現物給付	○
埼玉	療育手帳④、A、Bの者、高齢者医療確保法の障害認定者	なし	なし	償還払い	×
千葉	療育手帳④の1、④の2、Aの1、Aの2	自立支援医療に準拠	入院・通院1回0円、200円、300円のいずれか調剤なし	償還払い （平成27年8月より現物給付）	×
東京	愛の手帳1度、2度（都の制度）	本人の所得が規則で定める額以下（特別障害者手当の所得制限に準拠）	住民税課税者：総医療費の1割（月額上限入院44,400円、外来12,000円） 住民税非課税者：自己負担なし	現物給付 償還払い	×
神奈川	知能指数35以下、知能指数50以下かつ身体障害3級	特別障害者手当の所得制限に準拠	入院：1日100円 外来：1回200円（ただし調剤を除く）	現物給付	×
山梨	療育手帳A、国民年金法30条第2項の障害等級1級又は2級相当	20歳未満：特別児童扶養手当の支給制限に準拠、 20歳以上障害児福祉手当の支給の制限に準拠	なし	償還払い	×

都道府県	対象者の範囲	所得制限	自己負担金	助成方法	入院食事
新潟	療育手帳A	特別児童扶養手当等の支給に関する法律の中の障害児福祉手当の所得制限に準拠	外来：1日530円（月4回限度）、 入院：1日1,200円、 訪問看護：1日250円	現物給付	○
富山	療育手帳A：（0～64才→A-1、65才～→A-2）、 療育手帳B：65～69才→B	世帯の合計所得1,000万円未満の人が対象	B：高齢者医療確保法の一部負担金相当額（ただし、現役並み所得者でない者は2割負担）	A-1とB：現物給付 A-2：償還払い	×
石川	療育手帳A、B1（B1は入院のみ）	65歳未満：老齢福祉年金の所得制限に準拠 65歳以上：下記（ア）（イ）は老齢福祉年金の所得制限に準拠、（ウ）はなし （ア）平成12年10月1日以降に65歳に達する手帳所持者 （イ）平成12年10月1日以降に手帳取得等の新規対象者 （ウ）（ア）、（イ）以外	65～74歳で後期高齢者医療制度の障害認定を受けない者については、国保・社保での負担割合が2割の場合には1割相当分、3割の場合には2割相当分	65歳未満：現物給付 65歳以上：償還払い	×
福井	療育手帳A1、A2、B1（知能指数50以下）	障害児福祉手当の所得制限に準拠	なし	自動償還	○ （入院時生活療養も助成）
長野	療育手帳A1、A2、B1、65歳以上国民年金法施行令別表該当	特別障害者手当準拠 ただし、年度末年齢が18歳までの者は所得制限なし。	500円（レセプト単位）	自動償還	×
岐阜	療育手帳（A1、A2、B1）の者	特別児童扶養手当制限額準用	なし	現物給付	×
静岡	療育手帳Aの者、特別児童扶養手当の1級の障害を有する20歳未満の者	特別障害者手当の所得制限に準拠（平成16年12月1日以降65歳以上で新たに対象となった者の入院に係る医療費については、市町村民税非課税世帯に属する者）	1医療機関あたり月500円（薬局を除く）	自動償還	×
愛知	知能指数50以下の者	なし	なし	現物給付 ※市町村により異なる	×
三重	知能指数が35以下の者又は療育手帳A1（最重度）、A2（重度）保有者、身体障害者4級で知能指数が50以下の者又は療育手帳B1（中度）保有者	障害児福祉手当所得制限額準用	なし	自動償還	×
滋賀	①知的障害重度の者、②身体障害者3級で知的障害中度の者	老齢福祉年金の所得制限に準拠	外来：500円（レセプト単位）、入院：1日1,000円（月額14,000円上限）。ただし、低所得者を除く	償還払い 現物給付	×
京都	知能指数35以下の判定を受けた者、知能指数50以下の判定を受けた者で身体障害者3級所持者（重複障害）	特別障害者手当又は障害児福祉手当の所得制限に準拠	なし	現物給付	×
大阪	重度の知的障害者（児）、中度の知的障害者で、かつ、身体障害者手帳所持者（児）	障害者基礎年金の全部支給停止となる額に準拠	1医療機関あたり入院外来各500円以内/日（月2日限度）、月額上限2,500円（申請に基づき市町村窓口で償還）	現物給付	×

都道府県	対象者の範囲	所得制限	自己負担金	助成方法	入院食事
兵庫	重度知的障害者(児) (療育手帳A判定)	世帯の市町村民税所得割 税合計額23.5万円未満	外来：1医療機関等あたり 1日600円(低所得400円) を限度に月2回まで負担 入院：定率1割負担(負担 限度月額2,400円(低所得 1,600円))。連続して3カ 月を超える入院の場合、4 カ月目以降は一部負担金な し	現物給付	×
奈良	療育手帳A1、A2	高齢福祉年金の所得制限 に準拠	定(低)額一部負担金(外 来：月500円、入院：月 1,000円(ただし13日以内 の入院については月500 円))	自動償還	×
和歌山	療育手帳A	特別児童手当の所得制限 に準拠	なし	現物給付 償還払い	×
鳥取	知能指数35以下の 者、知能指数50以下 で身体障害者3・4 級手帳所持者	高齢福祉年金の所得制限 に準拠	医療費の1割 ◎一般 月額上限(1医療機関あた り)：外来2,000円、入院 10,000円 ◎低所得(本人が市町村民 税非課税) 月額上限(1医療機関あた り)：外来1,000円、入院 5,000円 ※市町村民税非課税世帯、 自立支援医療の高額治療継 続者、障害者総合支援法等 の「境界層」は、自己負担 なし。	現物給付	×
島根	療育手帳Aの者、身 体障害者手帳3・4 級または精神障害者 保健福祉手帳2級で あって知能指数50以 下の者	特別障害者手当の所得制 限に準ずる(本人のみ)	医療費の1割 ◎一般 月額上限(1医療機関あた り)：入院20,000円、外来 6,000円 ◎市町村民税非課税世帯に 属する者 月額上限(1医療機関あた り)：入院2,000円、外来 1,000円 ◎20歳未満の障害児(者) 月額上限(1医療機関あた り)：入院2,000円、外来 1,000円	現物給付	×
岡山	重度の知的障害者、 知能指数50以下で身 体障害者手帳3級所 持者(重複障害)。た だし、65歳以上で 新たに該当すること となった者を除く。	高齢福祉年金の所得制限 を準用	医療費の1割 ◎一定以上所得者 月額上限：入院(合算) 80,100円+1%、通院 44,400円 ◎一般 月額上限：入院(合算) 44,400円、通院12,000円 ◎低所得 月額上限：入院(合算) 12,000円、通院2,000円 ◎低所得 月額上限：入院(合算) 6,000円、通院1,000円	現物給付 償還払い	×
広島	療育手帳④、A、⑤	本人…高齢福祉年金の所 得制限に準拠 扶養義務者…特別児童扶 養手当の所得制限に準拠	医療機関ごと200円/日(外 来4日/月、入院14日/月 を上限)	現物給付	×
山口	国民年金法施行令別 表1級程度の障害 (療育手帳Aの者)	高齢福祉年金の所得制限 に準拠(本人のみ)	3歳以上について、(レセ プト単位)外来：上限500 円(上限2,000円/月)、入 院：上限2,000円	現物給付	×

都道府県	対象者の範囲	所得制限	自己負担金	助成方法	入院食事
徳島	①知能指数35以下の知的障害者 ②知能指数50以下で身体障害者3・4級	老齢福祉年金の所得制限に準拠	なし	①現物給付 ②償還払い	×
香川	療育手帳④、A、③所持者（新規対象者は手帳の交付を受けたときの年齢が65歳未満である者に限る）	障害児福祉手当に準ずる	市町村民税非課税世帯は、（1レセあたり）入院：上限1,000円、外来等：上限500円	償還払い	×
愛媛	知的障害者知能指数35以下、知的障害者知能指数50以下かつ身体障害者手帳所持者3～6級	なし	なし	現物給付	×
高知	重度知的障害（知能指数35以下）、重複障害児（身障3、4級かつ中度知的障害）	なし ただし、平成15年10月1日以降65歳以上で新たに重度障害者となった者は対象外（市町村民税非課税世帯の者を除く）	なし	現物給付	×
福岡	知的障害者知能指数35以下の者、身体障害者3級かつ知能指数36以上50以下の重複障害者	特別障害者手当の所得制限に準拠	（1医療機関あたり）外来：500円/月、入院：（一般）500円/日（月20日上限）・（非課税世帯）300円/日（月20日上限）	現物給付	×
佐賀	知能指数35以下の重度知的障害者、②身体障害者3級かつ知能指数50以下	障害児福祉手当の所得制限に準拠	500円/月	償還払い	×
長崎	療育手帳A1、A2、およびB1	障害児福祉手当の所得制限に準拠	保険医療機関等ごとに800円/回（月1,600円限度） 療育手帳B1については（800円/日、1,600円/月）×1/2付加給付分除く	償還払い	×
熊本	療育手帳A1、A2	障害児福祉手当の所得制限に準拠	1医療機関につき入院2,040円/月、通院1,020円/月、訪問看護1,020円/月	償還払い	×
大分	療育手帳Aまたはこれと同程度	老齢福祉年金の所得制限に準拠	支給対象が受けた診療に係る一部負担金の額が同一医療機関等について一月1,000円に満たないときは支給しない	償還払い	×
宮崎	重度の知的障害（療育手帳A程度）と判定された者、中度の知的障害（療育手帳B-1程度）と判定され、かつ、身体障害者3級の者	老齢福祉年金に準じる	入院、外来とも月1,000円	現物給付（入院） 償還払い（外来）	×
鹿児島	知能指数35以下の者、知能指数50以下かつ身体障害者手帳3級の者	なし	なし	償還払い	×
沖縄	療育手帳A1（最重度）、A2（重度）の者	障害児福祉手当の所得制限に準拠	なし	償還払い	×



## (3) 精神障害者医療費助成制度

(平成27年4月1日現在)

都道府県	対象者の範囲	所得制限	自己負担金	助成方法	入院食事
北海道	精神障害者保健福祉手帳1級 (通院のみ)	特別障害者手当の 所得制限に準拠	市町村民税課税世帯：総医療費の1割 (月額上限：通院 12,000円) 市町村民税非課税世帯及び3歳未満児： 初診時一部負担金 (医科580円、歯科 510円、柔整270円)	現物給付	×
青森	精神障害者保健福祉手帳1級所持者(※単独 制度ではなく既存の「重度心身障害者医療費 助成事業」の助成対象となっている)	老齢福祉年金の所得 制限に準拠	住民税課税世帯(65 歳以上は対象外)： 医療費の1割(月額 上限：外来12,000 円、入院44,400円) 住民税非課税世帯： 自己負担なし	現物給付 (国保) 償還払い (社保、 後期高齢 者医療制 度)	×
岩手	国民年金法施行令別表1級のもの、特別児童 扶養手当の支給に関する法律施行令別表第3 の1級の者	障害児福祉手当所得 制限限度額+35 万円	1レセプト当たり入 院5,000円、入院外 1,500円までの負担 (ただし、3歳未満 児、受給者及び主た る生計維持者の方が 市町村民税非課税の 場合は、自己負担なし)	償還払い	×
宮城	なし				
秋田	なし				
山形	精神障害者保健福祉手帳1級所持者、恩給法 の特別項症及び第1項症の受給者、公的年金 確報の障害等級1級受権者	市町村民税所得割 23.5万円	所得税課税世帯：医 療費の1割(月額上 限：医療機関ごとに 外来12,000円、入院 44,400円) 所得税非課税世帯： なし	現物給付	×
福島	精神障害者保健福祉手帳1級所持者、精神障 害者保健福祉手帳2・3級所持者で、療育手 帳または身体障害者手帳所持者	老齢福祉年金の所得 制限に準拠	(ただし65~74歳で 後期高齢者医療制度 に加入しない場合は 保険者負担分を除く 総医療費の1割を超 える分は自己負担)	償還払い 現物給付	×
茨城	障害者年金1級、特別児童扶養手当1級	本人：特別児童扶 養手当の所得制限 +53.3万円 扶養義務者：特別 児童扶養手当の所 得制限に準拠	なし	現物給付	×
栃木	なし				
群馬	国民年金法施行令別表1級該当、特別児童扶 養手当1級	なし	なし	現物給付	○
埼玉	精神障害者保健福祉手帳1級(精神病床への 入院費用は対象外)、高齢者医療確保法の障 害者認定者	なし	なし	償還払い	×
千葉	なし				
東京	①外来：障害者自立支援法第52~75条公費負 担承認者のうち、社会保険加入者及び後期高 齢者医療制度対象者に対して自己負担分を助 成している者 ②精神の疾病で精神病院または精神科病棟に 入院している者	①市町村民税非課 税者 ②18歳未満	①なし ②入院時の食事療養 標準負担額	現物給付	×
神奈川	精神障害者保健福祉手帳1級(通院のみ)	特別障害者手当の 所得制限に準拠	入院1日100円、外 来1回200円(ただし 調剤除く)	現物給付	×
山梨	精神障害者保健福祉手帳1、2級又は国民年 金法第30条2項の障害等級1級又は2級相当	20歳以下：特別児 童福祉手当の支給 の制限 20歳以上：障害児 福祉手当の支給の 制限	なし	償還払い	×

都道府県	対象者の範囲	所得制限	自己負担金	助成方法	入院食事
新潟	なし				
富山	なし				
石川	なし				
福井	精神障害者保健福祉手帳1級または2級で、自立支援医療受給者証(精神通院医療)の交付を受けた者。ただし通院のみ	障害児福祉手当の所得制限に準拠	なし	自動償還	×
長野	精神障害者保健福祉手帳1級の者(通院のみ) 精神障害者保健福祉手帳2級の者(自立支援医療の精神通院のみ)	1級:特別障害者手当準拠 2級:所得税非課税者 ただし、年度末年齢が18歳までの者は所得制限なし。	500円(レセプト単位)	自動償還	×
岐阜	精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者	特別児童扶養手当制限額準用	なし	現物給付	×
静岡	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	特別障害者手当の所得制限に準拠(平成16年12月1日以降65歳以上で新たに対象となった者の入院に係る医療費については、市町村民税非課税世帯に属する者)	1医療機関あたり月500円(薬局を除く)	自動償還	×
愛知	精神障害者保健福祉手帳1・2級(精神疾患のみを対象)	なし	なし	現物給付(市町村により異なる)	×
三重	精神障害者保健福祉手帳1級所者(通院のみ)	障害児福祉手当所得制限準用	なし	自動償還	×
滋賀	精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者で、自立支援医療費(精神通院医療費)にかかる自己負担分	高齢福祉年金の所得制限を準拠	なし	現物給付	×
京都	なし				
大阪	なし				
兵庫	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	世帯の市町村民税所得割税合計額23.5万円未満	外来:1保険医療機関等あたり1日600円(低所得400円)を限度に月2回まで。 入院:定率1割負担(負担限度月額2,400円(低所得1,600円))。連続して3カ月を超える入院の場合、4カ月目以降は一部負担金なし	現物給付	×
奈良	自立支援医療費(精神通院医療)受給者証所持者(通院のみ)	高齢福祉年金の所得制限に準拠	外来:月500円	償還払い	×
和歌山	なし				
鳥取	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	高齢福祉年金の所得制限に準拠	医療費の1割 ◎一般 月額上限(1医療機関あたり):外来2,000円、入院10,000円 ◎低所得(本人が市町村民税非課税) 月額上限(1医療機関あたり):外来1,000円、入院5,000円 ※市町村民税非課税世帯、総合支援医療の高額治療継続者、障害者自立支援法等の「境界層」は、自己負担なし	現物給付	×

都道府県	対象者の範囲	所得制限	自己負担金	助成方法	入院食事
島根	精神障害者保健福祉手帳1級 精神障害者保健福祉手帳2級であって、身体障害者手帳3・4級または知能指数50以下の者	特別障害者手当ての所得制限に準ずる(本人のみ)	医療費の1割 ◎一般 月額上限(1医療機関あたり):入院20,000円、外来6,000円 ◎市町村民税非課税世帯に属する者 月額上限(1医療機関あたり):入院2,000円、外来1,000円 ◎20歳未満の障害児(者) 月額上限(1医療機関あたり):入院2,000円、外来1,000円	現物給付	×
岡山	なし				
広島	なし				
山口	精神障害者保健福祉手帳1級の所持者	高齢福祉年金の所得制限に準拠(本人のみ)	3歳以上について、(1レセプトあたり)外来:上限500円(上限2,000円/月)、入院:上限2,000円	現物給付	×
徳島	なし				
香川	なし				
愛媛	なし				
高知	なし				
福岡	精神障害者保健福祉手帳1級	特別障害者手当ての所得制限に準拠	(1医療機関あたり)外来:500円/月、入院:(一般)500円/日(月20日上限)・(非課税世帯)300円/日(月20日上限) ※精神病床への入院にかかる費用は対象外	現物給付	×
佐賀	なし				
長崎	精神障害者保健福祉手帳1級所持者(通院のみ)	障害児福祉手当の所得制限に準拠	保険医療機関等ごとに800円/回(月1,600円限度)	償還払い	×
熊本	精神障害者保健福祉手帳1級	障害児福祉手当の所得制限に準拠	1医療機関につき入院2,040円/月、通院1,020円/月、訪問看護1,020円/月	償還払い	×
大分	精神障害者保健手帳1級(精神病床に入院した場合を除く)	高齢福祉年金の所得制限に準拠	支給対象が受けた診療に係る一部負担金の額が同一医療機関等について一月1,000円に満たないときは支給しない。	償還払い	×
宮崎	なし				
鹿児島	なし				
沖縄	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律に基づき、通院については障害者自立支援法第58条公費負担承認患者に対して自己負担分を助成。入院については、復帰当時に台帳に登録された患者を対象に、医療保険適用後の自己負担分を助成している。	なし	なし	現物給付	○

## (4) 身体障害者医療費助成制度

(平成27年4月1日現在)

都道府県	対象者の範囲	所得制限	自己負担金	助成方法	入院食事
北海道	身障1・2級、3級（内部障害者のみ）	特別障害者手当の所得制限に準拠	市町村民税課税世帯：総医療費の1割（月額上限：入院44,400円、通院12,000円） 市町村民税非課税世帯及び3歳未満児：初診時一部負担金（医科580円、歯科510円、柔整270円）	現物給付	×
青森	身体障害者1・2級及び内部3級（ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害及び肝臓機能障害を除く）	高齢福祉年金の所得制限に準拠	住民税課税世帯（65歳以上は対象外）：医療費の1割（月額上限：外来12,000円、入院44,400円） 住民税非課税世帯：自己負担なし	現物給付（国保） 償還払い（社保、後期高齢者医療制度）	×
岩手	身体障害者手帳1・2級、特別児童扶養手当1級、障害基礎年金1級	障害児福祉手当所得制限額+35万円	1レセプトあたり入院5,000円、入院外1,500円までの負担（ただし、3歳未満児、受給者及び主たる生計維持者の方が市町村民税非課税の場合は、自己負担なし）	償還払い	×
宮城	身体障害者1・2級、3級（内部障害及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫及び肝臓機能障害）、特別児童扶養手当1級	特別障害者手当の所得制限に準拠	なし	償還払い	×
秋田	①身体障害者手帳1～3級所持者 ②65歳以上の身障手帳4～6級所持者（被用者保険本人除く）	①②とも 本人：259.5万円 扶養義務者：728.7万円	なし	現物給付	×
山形	身体障害者手帳1・2級所持者、障害基礎年金1級受給権者、特別児童扶養手当法施行令別表第3の1級程度の者及び第1程度の20歳以上の者	市町村民税所得割23.5万円	所得税課税世帯：医療費の1割（月額上限：医療機関ごとに外来12,000円、入院44,400円） 所得税非課税世帯：なし	現物給付	×
福島	身体障害者手帳1・2級、3級（内部障害のみ）所持者、身体障害者手帳3級～6級所持者で、療育手帳B所持者または精神障害者保健福祉手帳2・3級所持者	高齢福祉年金の所得制限に準拠	なし（ただし、65～74歳で後期高齢者医療制度に加入しない場合は、保険者負担分を除く総医療費の1割を超える分は自己負担）	償還払い・現物給付	×
茨城	身体障害者手帳1・2級、3級は内部障害のみ、身障者3級で知能指数50以下かつ障害年金1級受給権者または特別児童扶養手当1級	本人：特別児童扶養手当の所得制限額+53.3万円（512万9千円） 扶養義務者：特別児童扶養手当の所得制限に準拠	なし	現物給付	×
栃木	身障者の程度が1・2級の者、身体障害者の程度が3・4級でかつ知能指数50以下の者	なし	500円（レセプト単位。ただし、市町村民税世帯非課税者等は自己負担なし）	償還払い	×
群馬	国民年金法施行令別表1級該当、特別児童扶養手当1級該当、身体障害者1～2級該当	なし	なし	現物給付	○
埼玉	身体障害者手帳1・2・3級、高齢者医療確保法の障害認定者	なし	なし	償還払い	×
千葉	身体障害者1・2級	自立支援医療に準拠	入院・通院1回0円、200円、300円のいずれか 調剤なし	償還払い（平成27年8月より現物給付）	×
東京	身体障害者手帳1・2級（内部障害については3級）	本人の所得が規則で定める額以下（特別障害者手当の所得制限に準拠）	住民税課税者：総医療費の1割（入院44,400円/月、外来12,000円/月が上限） 住民税非課税者：自己負担なし	現物給付、償還払い	×
神奈川	身体障害者1・2級、身体障害3級かつ知能指数50以下の者	特別障害者手当の所得制限に準拠	入院1日100円 外来1回200円（ただし調剤を除く）	現物給付	×

都道府県	対象者の範囲	所得制限	自己負担金	助成方法	入院食事
山梨	身体障害者手帳1～3級又は国民年金法第30条2項の障害等級1級又は2級相当	20歳未満；特別児童扶養手当支給の制限に準拠。20歳以上；障害児福祉手当の支給の制限に準拠	なし	償還払い	×
新潟	身体障害者1・2・3級、その他知事の承認を受けて市町村が認定する者（遷延性高度意識障害の者）	特別児童扶養手当等の支給に関する法律の中の障害児福祉手当の所得制限に準拠	外来1日530円（月4回限度）、入院1日1,200円、訪問看護1日250円	現物給付	○
富山	身体障害者1～6級（1・2級…0歳～→A、3級、4級の一部…65歳～→B、4級の一部、5級、6級…65～69歳→C）	世帯の合計所得1,000万円未満の人が対象	A：なし、Bのうち現役並み所得者は1割負担、C：高齢者医療確保法の一部負担金相当額（ただし現役並所得者でない者は2割負担）	A・C…現物給付、B…償還払い（Aのうち65歳以上含む）	×
石川	身体障害者手帳1・2級	65歳未満－老齢福祉年金の所得制限に準拠 65歳以上－下記（ア） （イ）については老齢福祉年金の所得制限に準拠（ウ）なし （ア）平成12年10月1日以降に65歳に達する手帳所持者 （イ）平成12年10月1日以降に手帳取得等の新規対象者 （ウ）（ア）、（イ）以外	65～74歳で後期高齢者医療制度の障害認定を受けない者については、国保・社保での負担割合が2割の場合は1割相当分。3割の場合は2割相当分。	現物給付（65歳未満） 償還払い（65歳以上）	×
福井	身体障害者手帳1・2・3級	障害児福祉手当の所得制限に準拠	なし	自動償還	○（入院生活も療養も助成対象）
長野	身障者手帳1～3級、65歳以上国民年金法施行令別表該当	身障手帳3級：所得税非課税者、その他：特別障害者手当準拠 ただし、年度末年齢が18歳までの者は所得制限なし。	500円（レセプト単位）	自動償還	×
岐阜	身体障害者手帳1・2・3級、身体障害者手帳4級で戦傷病者手帳（特別項症～第4項症）所持者	特別児童扶養手当制限額準用	なし	現物給付	×
静岡	身体障害者1・2級、3級（内部障害のみ）、特別児童扶養手当1級の障害を有する20歳未満の者	特別障害者手当の所得制限に準拠（平成16.12.1以降65歳以上で新たに対象となった者の入院に係る医療費については、市長村民税非課税世帯に属する者）	1医療機関あたり月500円（薬局を除く）	自動償還	×
愛知	身体障害者手帳1～3級、腎臓機能4級、進行性筋萎縮症4～6級	なし	なし	現物給付	×
三重	身体障害者1・2・3級の者、身体障害者4級で知能指数が50以下の者又は療育手帳B1（中度）保有者	障害児福祉手当所得制限額準用	なし	自動償還	×
滋賀	①身体障害者1・2級所持者、②身体障害者3級で知的障害中度の者、③特別児童扶養手当支給対象児童で1級の者、④後期高齢者医療制度適用者で高齢者の医療の確保に関する法律50条該当者	老齢福祉年金の所得制限に準拠	通院：1診療報酬明細書あたり500円。 入院：1日1,000円。月額14,000円上限）ただし、低所得者を除く。 ※低所得者：住民税非課税者（本人並びに配偶者およびその他の扶養義務者で、主として生計を維持する者） ④はなし。	現物給付	×

都道府県	対象者の範囲	所得制限	自己負担金	助成方法	入院食事
京都	身体障害者手帳1・2級所持者、身体障害者手帳3級を所持し、知能指数50以下の判定を受けた者(重複障害)	特別障害者手当又は障害児福祉手当の所得制限に準拠	なし	現物給付	×
大阪	身体障害者手帳1級又は2級所持者(児)、中度の知的障害者で身体障害者手帳所持者	障害者基礎年金の全部支給停止となる額に準拠(本人)	1医療機関あたり入院外来各500円以内/日(月2日限度)、月額上限2,500円(申請に基づき市町村窓口で償還)	現物給付	×
兵庫	身体障害者1・2級	世帯の市町村民税所得割税金合計額23.5万円未満	外来:1医療機関等あたり1日600円(低所得400円)を限度に月2回まで負担、入院:定率1割負担(負担所得1,600円、)。連続して3カ月を超える入院の場合、4カ月目以降は一部負担金なし。	現物給付	×
奈良	身体障害者手帳1・2級所持者	老齢福祉年金の所得制限に準拠	定(低)額一部負担金(外来:月500円、入院:月1,000円(ただし13日以内の入院については月500円))	自動償還	×
和歌山	身体障害者1・2・3級(3級は入院のみ)。ただし、65歳以上で新たに重度障害者になった者を除く	身体障害者1・2級:特別児童扶養手当の所得制限に準拠、3級:市町村民税所得税非課税	なし	現物給付	×
鳥取	身体障害者手帳1・2級手帳所持者、知能指数50以下で身体障害者手帳3・4級所持者	老齢福祉年金の所得制限に準拠	医療費の1割 ◎一般 月額上限(1医療機関あたり):外来2,000円、入院10,000円 ◎低所得(本人が市町村民税非課税) 月額上限(1医療機関あたり):外来1,000円、入院5,000円 ※市町村民税非課税世帯、総合支援医療の高額治療継続者、障害者自立支援法等の「境界層」は、自己負担なし。	現物給付	×
島根	身体障害者手帳1・2級 身体障害者手帳3・4級であって、精神障害者保健福祉手帳2級または知能指数50以下の者	特別障害者手当の所得制限に準ずる(本人のみ)	医療費の1割 ◎一般 月額上限(1医療機関あたり):入院20,000円、外来6,000円 ◎市町村民税非課税世帯に属する者 月額上限(1医療機関あたり):入院2,000円、外来1,000円 ◎20歳未満の障害児(者) 月額上限(1医療機関あたり):入院2,000円、外来1,000円	現物給付	×
岡山	身体障害者手帳1・2級所持者、知能指数36以上50以下で身体障害者手帳3級所持者(重複障害)。ただし、65歳以上で新たに該当することとなった者を除く。	老齢福祉年金の所得制限を準用	医療費の1割 ◎一定以上所得者 月額上限:入院(合算)80,100円+1%、通院44,400円 ◎一般 月額上限:入院(合算)44,400円、通院12,000円 ◎低所得Ⅱ 月額上限:入院(合算)12,000円、通院2,000円 ◎低所得Ⅰ 月額上限:入院(合算)6,000円、通院1,000円	現物給付 償還払い	×

都道府県	対象者の範囲	所得制限	自己負担金	助成方法	入院食事
広島	身体障害者手帳1～3級	本人：老齢福祉年金の所得制限に準拠、扶養義務者：特別児童扶養手当の所得制限に準拠	医療機関ごと日200円/月（外来月4日/月、入院月14日/月を上限）	現物給付	×
山口	身体障害者手帳1～3級 国年法別表1級程度の障害者	老齢福祉年金の所得制限に準拠（本人のみ）	3歳以上について、（1レセプトあたり）外来：上限500円（2,000円/月）入院：上限2,000円	現物給付	×
徳島	身体障害者手帳1、2級の者	老齢福祉年金の所得制限に準拠	なし	現物給付 償還払い※	×
香川	身体障害者1・2・3級、戦傷手帳特別項症～第4項症かつ身障手帳4級以上所持者（新規対象者は手帳の交付を受けたときの年齢が65歳未満である者に限る）	障害児福祉手当の所得制限に準拠	市町村民税課税世帯は、（1レセあたり）入院：上限1,000円、外来等：上限500円	償還払い	×
愛媛	身体障害者手帳所持者1・2級、 身体障害者手帳所持者3～6級かつ知的障害者知能指数50以下	なし	なし	現物給付	×
高知	重度身体障害者（1,2級）、重複障害児（身障3,4級かつ中度知的障害）	なし。ただし、平成15年10月1日以降65歳以上で新たに重度障害者となった者は対象外（市町村民税非課税世帯の者を除く）	なし	現物給付	×
福岡	身体障害者1・2級、身体障害者3級かつ知能指数36以上50以下の重複障害	特別障害者手当の所得制限に準拠	（1医療機関あたり）外来：500円/月、入院：（一般）500円/日（月20日上限）・（非課税世帯）300円/日（月20日上限）	現物給付	×
佐賀	身体障害者1・2級、身体障害者3級かつ知能指数50以下	障害児福祉手当の所得制限に準拠	500円/月	償還払い	×
長崎	身体障害者1・2・3級	障害児福祉手当の所得制限に準拠	医療機関等ごとに800円/回（月1,600円限度） 身障者3級は1医療機関ごとに800円/日、1,600円/月）×1/2	償還払い	×
熊本	身体障害者手帳1・2級	障害児福祉手当の所得制限に準拠	1医療機関につき入院2,040円/月、通院1,020円/月、訪問看護1,020円/月	償還払い	×
大分	身体障害者手帳1・2級	老齢福祉年金の所得制限に準拠	支給対象者が受けた診療に係る一部負担金の額が同一医療機関等について一月1,000円に満たないときは支給しない。	償還払い	×
宮崎	身体障害者1・2級の者、身体障害者3級で、かつ、中度の知的障害（療育手帳B-1程度）と判定された者	老齢福祉年金に準じる	入院、外来とも月1,000円	現物給付（入院）、償還払い（外来）	×
鹿児島	身体障害者手帳1・2級、身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下の者	なし	なし	償還払い	×
沖縄	身体障害者手帳1・2級	障害児福祉手当の所得制限に準拠	なし	償還払い	×

※ 現物給付：身障手帳1級もしくは、身障手帳2級で3ヵ月以上にわたり日常生活に常時介護を要する者  
償還払い：身障手帳2級で上記現物給付の対象外の者

(5) ひとり親家庭等医療費助成制度

(平成27年4月1日現在)

都道府県	対象者					所得制限	自己負担	助成方法	
	父又は母がいる場合			父母がいない場合				現物 給付	償還 払い
	児童	母	父	児童	養育者				
北海道	20歳未満	○(入院、指定訪問看護)	○(入院、指定訪問看護)	20歳未満		児扶手法(孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者の額)に準拠	市町村民税課税世帯：総医療費の1割(月額上限：入院44,400円、通院12,000円) 市町村民税非課税世帯及び3歳未満児：初診時一部負担金(医科580円、歯科510円、柔整270円)	○	
青森	18歳の年度末	○	○	18歳の年度末		平成9年度の児扶手法所得制限を準用	児童：なし、 父母：1医療機関毎に1月1,000円		○
岩手	18歳の年度末	○(左記の児童を扶養する場合)	○(左記の児童を扶養する場合)	18歳の年度末	○(配偶者のいない者で左記の児童を扶養する場合)	児扶手法(一部支給)準拠	1レセプト当たり入院5,000円、入院外1,500円までの負担(ただし、3歳未満児、受給者及び主たる生計維持者の方が市町村民税非課税の場合は、自己負担なし)		○
宮城	18歳の年度末	○(左記の児童を扶養する場合)	○(左記の児童を扶養する場合)	18歳の年度末	○(配偶者のいない者)	児扶手法所得制限(平成10年度)準用	外来：1件1,000円、 入院：1件2,000円		○
秋田	18歳の年度末			18歳の年度末		父又は母児童扶養手当一部支給限度額+20,000円 扶養義務者：514.8万円	なし	○	
山形	18歳以下	○(左記の児童を扶養する場合)	○(左記の児童を扶養する場合)	18歳以下		所得税非課税世帯	なし	○	
福島	18歳未満(学校在籍者は18歳の年度末)	○(左記の児童を扶養する場合)	○(左記の児童を扶養する場合)	18歳未満(学校在籍者は18歳の年度末)		児扶手法一部支給所得制限準拠	1月1世帯毎に千円		○
茨城	18歳の年度末(高校在学者・障害者は20歳の年度末)	○(左記の児童を養育する場合)	○(左記の児童を養育する場合)	18歳の年度末(高校在学者・障害者は20歳の年度末)	○(配偶者のいない者)	父母：遺族基礎年金準拠、扶養義務者：1,000万円	外来：1日600円(月2回限度) 入院：1日300円(月3,000円限度)	○	
栃木	18歳の年度末	○(左記の児童を扶養する者)	○(左記の児童を扶養する者)	18歳の年度末	○(配偶者のいない場合)	児扶手法一部支給所得制限準拠	1レセプトあたり500円、入院時食事療養標準負担額		○
群馬	18歳の年度末	○(配偶者のいない女子)	○(配偶者のいない男子)	18歳の年度末		所得税非課税(年少扶養控除・特定扶養控除の上乗せ廃止がないものとして計算)	なし(入院時食事療養費標準負担額含む)	○	
埼玉	18歳の年度末(障害がある者は20歳未満)	○	○	18歳の年度末(障害がある場合は20歳未満)	○	児扶手法一部支給所得制限準拠	外来：月1,000円、 入院：1日1,200円 (父母等が市町村民税非課税の場合は免除)		○
千葉	18歳の年度末(障害がある者は20歳未満)	○	○	18歳の年度末(障害がある場合は20歳未満)	○	児扶手法一部支給所得制限準拠	外来と調剤1レセプトにつき1,000円、 入院時食事療養及び生活療養標準負担額		○
東京	18歳の年度末(障害がある者は20歳未満)	○	○	18歳の年度末(障害がある場合は20歳未満)	○	児扶手法一部支給制限額準拠	1割負担(外来12,000円/月、入院44,400円/月が上限)。住民税非課税者は入院食事のみ	○	



都道府県	対 象 者					所得制限	自己負担	助成方法	
	父又は母がいる場合			父母がいない場合				現物 給付	償還 払い
	児童	母	父	児童	養育者				
神 奈 川	18歳の年度末(障害がある者、高校生、学者は20歳未満)	○	○	18歳の年度末(障害がある者、高校生、学者は20歳未満)	○	児扶手法準拠	外来：1回200円、入院：1日100円(調剤は除く)	○	○
山 梨	18歳の年度末	○	○	18歳の年度末	○(配偶者のいない者)	所得税非課税	なし	○	
新 潟	18歳の年度末(障害がある者は20歳未満)	○	○	18歳の年度末(障害がある場合は20歳未満)	○	児扶手法準拠	外来：1日530円(月4回限度)、入院1日1,200円、訪問看護：1日250円	○	
富 山	18歳の年度末	○	○	18歳の年度末	○	児扶手法準拠	なし	○	
石 川	18才の年度末(障害がある者は20才未満)	○	○	18才の年度末(障害がある者は20才未満)		児扶手法所得制限額準拠	月1,000円(薬剤負担含む)(自己負担ありの現物給付の場合の窓口負担は、1医療機関あたり入院1,000円/月、外来月500円/日。入院・通院合わせて月1,000円を超えた額を償還)	○	○
福 井	20歳未満	○	○	20歳未満		児扶手法一部支給準拠	なし(入院食事を含む)		○(自償還)
長 野	18歳未満(高校等卒業まで)	○	○	18歳未満(高校等卒業まで)		児扶手法準拠	1レセプトあたり500円		○(自償還)
岐 阜	18歳の年度末	○	○	18歳の年度末		児扶手法準拠	なし	○	
静 岡	20歳未満	○	○	20歳未満		所得税非課税	なし		○(自償還)
愛 知	18歳の年度末	○(左記の児童を扶養する場合)	○(左記の児童を扶養する場合)	18歳の年度末		児扶手法一部支給制限額準拠	なし	○	
三 重	18歳の年度末	○	○	18歳の年度末		児扶手法一部支給制限額準拠	なし		○(自償還)
滋 賀	18歳の年度末	○	○	18歳の年度末		遺族基礎年金の所得制限に準拠	外来：1診療報酬明細書当たり500円。ただし調剤報酬明細書は適用外。入院：1日1,000円。(月額14,000円上限)ただし、低所得者を除く。 ※低所得者：住民税非課税者(本人並びに配偶者およびその他の扶養義務者で、主として生計を維持する者)	○	○
京 都	18歳の年度末	○	○	18歳の年度末(3親等内の者に扶養されている場合)		児童扶養義務者所得制限準拠	なし	○	
大 阪	18歳の年度末	○	○	18歳の年度末	○	児扶手法一部支給制限額準拠	1医療機関当たり、入院外来各500円以内/月(月2日限度)、月額上限2,500円(申請に基づき市町村窓口で償還)	○	

都道府県	対象者					所得制限	自己負担	助成方法	
	父又は母がいる場合			父母がいない場合				現物 給付	償還 払い
	児童	母	父	児童	養育者				
兵庫	18歳の年度末(高校在学者等は20歳未満)	○	○	18歳の年度末(高校在学者等は20歳未満)		児扶手法全額 支給所得 制限額準拠	外来：1医療機関等 あたり1日800円(低 所得400円)を限度 に月2回まで負担。 入院：定率1割負担 (負担限度月額 3,200円(低所得 1,600円))。連続し て3カ月を超える入 院の場合、4カ月目 以降は一部負担金な し。	○	
奈良	18歳の年度末(配偶者のない女子又は男子に扶養されている)	○	○	18歳の年度末	○(配偶者のない女子又は男子) ○(配偶者のない女子又は男子)	児扶手法準拠	定(低)額一部負担 金(外来：月500円、 入院：月1,000円(た だし13日以内の入院 については月500 円))		○(自償 還)
和歌山	18歳の年度末	○(配偶者のない女子)	○(配偶者のない男子)	18歳の年度末	○(配偶者のない女子又は男子)	児扶手法準拠(児扶手法施行令に定める本人及び同居扶養親族の一部所得制限限度額を準用)	なし	○	○
鳥取	18歳の年度末	○	○	18歳の年度末	○(配偶者のない女子又は男子)	所得税非課税世帯	外来：1医療機関あたり 上限530円/日(月4日 限度)、入院：1医療機 関あたり上限1,200円 /日(低所得者世帯は月 15日限度)	○	
島根	18歳未満又は20歳未満の高校第3学年までの在学者	○(配偶者のない女子)	○(配偶者のない男子)	18歳未満又は20歳未満の高校第3学年までの在学者	○(配偶者のない女子又は配偶者のない男子)	所得税非課税世帯	医療費の1割 ◎一般 月額上限(1医療機 関あたり)：入院 20,000円、外来6,000 円 ◎市町村民税非課税 世帯に属する者月額 上限(1医療機関あ たり)：入院2,000 円、外来1,000円 ◎20歳未満の障害児 (者)月額上限(1 医療機関あたり)： 入院2,000円、外 来1,000円	○	
岡山	18歳未満(高校在学者等は20歳の年度末)	○(配偶者のない女子)	○(配偶者のない男子)	18歳未満(高校在学者等は20歳の年度末)	○(配偶者のない者)	所得税非課税	医療費の1割 ◎一定以上所得者 月額上限：入院(合 算)80,100円+1% (自己負担額が 80,100円を超えた ときは、80,100円+(医 療費総額-80,100 円)×1%、外 来44,400円 ◎一般 月額上限：入院(合 算)44,400円、外 来12,000円 ◎低所得Ⅱ 月額上限：入院(合 算)12,000円、外 来2,000円 ◎低所得Ⅰ 月額上限：入院(合 算)6,000円、外 来1,000円	○	○
広島	18歳の年度末	○	○	18歳の年度末		所得税非課税世帯	1日500円(通院月 4回、入院月14日 まで)(入院食事は助 成対象外)	○	

都道府県	対 象 者					所得制限	自己負担	助成方法	
	父又は母がいる場合			父母がいない場合				現物 給付	償還 払い
	児童	母	父	児童	養育者				
山 口	18歳の年度末(高校生等は20歳の年度末)	○	○	18歳の年度末(高校生等は20歳の年度末)		旧地方税法の市町村民税所得割非課税世帯	3歳以上について(1レセあたり)外来:上限1,000円、入院:上限2,000円	○	
徳 島	18歳の年度末	○	○	18歳の年度末		児扶手法一部支給制限額準拠	入院のみなし(入院食事除く)	○	○中卒後
香 川	18歳の年度末(高校生等又は20歳未満)	○	○	18歳の年度末(高校生等又は20歳未満)	○(配偶者のいない者)	障害児福祉手当の所得制限に準拠	市町村民税課税世帯は、(1レセあたり)入院:上限1,000円、外来等:上限500円		○
愛 媛	20歳未満以上の就学者及び重度心身障害(*)	○	○	20歳未満(20歳以上の就学者)		所得税非課税世帯	なし(入院食事は助成対象外)	○	○
高 知	18歳の年度末	○	○	18歳の年度末		所得税非課税世帯※当分の間年少扶養控除及び18歳までの特定の扶養控除の廃止がなかったものとして計算	なし(入院食事は助成対象外)	○	
福 岡	小学生以上18歳の年度末	○	○	小学生以上18歳の年度末		児扶手法準拠	(I医療機関あたり)外来:800円/月、入院:500円/日(月7日上限)	○	
佐 賀	18歳の年度末	○20歳未満の子を監護し配偶者がいない場合	○20歳未満の子を監護し配偶者がいない場合	18歳の年度末		児扶手法一部支給限度額準拠	1人月500円		○
長 崎	18歳未満(高校在学中は外来18歳年度末、入院20歳未満まで)	○(20歳未満の子を監護し配偶者がいない場合)	○(20歳未満の子を監護し配偶者がいない場合)	18歳未満(入院については高校在学者は20歳未満)		児扶手法所得制限準拠	1日800円(月1,600円限度)		○
熊 本	18歳の年度末	○(20歳未満の子を扶養する場合)	○(20歳未満の子を扶養する場合)	18歳の年度末		児扶手法9条等に準拠	一部負担金の1/3	○	○
大 分	18歳の年度末	○	○	18歳の年度末		児扶手法所得制限準拠	外来:500円/回(月4回上限) 入院:500円/回(月14日上限)	○	
宮 崎	18歳の年度末	○(20歳未満の子を扶養し配偶者がいない場合)	○(20歳未満の子を扶養し配偶者がいない場合)	18歳の年度末		児扶手法所得制限準拠	1人月1,000円		○
鹿 児 島	18歳の年度末(障害がある者は20歳未満)	○	○	18歳の年度末(障害がある者は20歳未満)		児扶手法一部支給限度額準拠	なし(入院食事は助成対象外)		○
沖 縄	18歳の年度末	○	○	18歳の年度末		児扶手法一部支給準拠	外来1,000円/月(1医療機関あたり)		○

\*印事業の対象を「母子家庭」としているもの。

注「児扶手法」:児童扶養手当法

注「配偶者のいない女子」は、「母子及び寡婦福祉法」第6条1項で規定。

- ①離婚した女子であって現に婚姻していないもの
- ②配偶者の生死が明らかでない女子
- ③配偶者から遺棄されている女子
- ④配偶者が海外にあるためその扶養を受けられない女子
- ⑤配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている女子
- ⑥前各号に掲げる者に準ずる女子であって政令で定めるもの

(6) 外国人の医療費救済制度

(平成27年4月1日現在)

都道府県	事業内容	対象となる外国人	対象となる医療機関	対象となる医療費	補填額	申請	問い合わせ
群馬	緊急的に公的医療保険未加入の外国人を収容し、回収した額を医療機関に払い、その医療費の一部を補填する。	日本国籍を有し、公的扶助の適用を受けていない者で、県内に居住し、又は県内の医療機関で受診することによりやむを得ない理由を有する者。	開設者が国、群馬県、国立大学、又は独立行政法人国立病院機構を除く県内の医療機関。	医療機関が回収した額を、その一部又は全部が、診療の日から1年以内に納入されなかった医療費。	・療養の給付の7割と、入院時食事療養費（標準負担額から回収した額を除き、千円未満の端数を切り捨てた額で、1医療機関1人当たり100万円を限度。	原則として群馬県医師会、群馬県歯科医師会及び群馬県薬剤師会を申請する。	(公財)群馬県観光物産国際協会 027 - 243 - 7271
栃木	不慮の傷病等により緊急に必要な外国人に対して入院診療を行った当該外国人に係る未払の医療費の一部を助成。	日本国籍を有し、県内に居住し、公的扶助の適用を受けない者で、緊急やむを得ない事情により医療機関に入院し、診療を受けた者。	県内の救急医療機関、及び在宅医療に参画している医療機関（国及び国に準ずる期間を除く）	救命救急センターの入院を除き、入院初日から起算して14日以内の期間における入院診療に係るもの（申請年度の前年度における入院に係るものに限る）。	・診療報酬に相当する額から回収した額を7割に相当する額から回収した額を控除し、さらに標準負担額を控除した額を上記2点を合計し、千円未満の端数を切り捨てた額とする。但し、県の予算額を上回った場合は、知事が別に定める調整額を乗じて得た額を補助金とする。	「栃木県外国人未払医療費補助金交付申請書」を県知事に提出する。	栃木県保健福祉部医療政策課医療体制整備担当 028 - 623 - 3157
埼玉	「埼玉県外国人未払医療費対策事業」として、医療費等の負担能力に欠ける外国人に係る救急医療に発生した医療費の未収金を補助。	救急医療による治療を受けた者が、本人の責務により医療費の支払が行えない県内に居住する外国人（ただし、分割払いの手続き等で支払っている者、親族等が支払っている者、公的医療扶助等の適用を受ける者は除く）	国立、独立行政法人国立病院機構及び県立を除く県内の医療機関。	急病又は事故等による急性期の傷病で保険診療で認められる範囲の医療等で、回収努力をしても1年以上経過した未収金。	補助基準額 = (診療報酬相当額 + 入院時食事療養費 - 支払済額 - 10万円) × 2 / 3 ※1万円未満端数切り捨て ※1件、1人当たり10万円未満は対象外で、210万円を限度。入院については入院の日から14日を限度。	年に一度、未払い医療費調査が、救急病院は県が直接、それ以外で医師会を通じて行われる。事業に該当する場合は、調査票を医師会又は県に提出する。非医師会員で該当する場合は、直接県に申請する。費用は、医療機関所在地の市町村から給付される。	埼玉県保健医療部医療整備課 048 - 830 - 3559
千葉	生活保護、行旅病人の対象ともならない外国人の患者が救急車により医療機関へ緊急搬送された場合、救済制度として医療費を補助。	救急車により緊急搬送された外国人であって、生活保護、行旅病人の対象とならない者（制度上は「救急搬送された者」が対象であるが、消防署の確認が必要となり、事実上救急車以外の搬送は対象外）	県内の国立、県立及び千葉市立を除く医療機関	緊急搬送された外国人を診療し、その医療費について回収努力を行ったにもかかわらず、患者が失踪し医療費が未収となっているもの。	保険診療として算定した医療費。ただし20万円を限度（公的医療機関は100万円）で、入院については、重症例を除き14日限度。	地区医師会を窓口（医師会未入会でも同様）として、県に対し請求する。	千葉県健康福祉部医療整備課 043 - 223 - 3879

都道府県	事業内容	対象となる外国人	対象となる医療機関	対象となる医療費	補 填 額	申 請	問い合わせ
神奈川県	医療費の負担能力に欠ける外国籍国民に係る救急医療費について、発生した損失医療費の範囲内において補助金を交付する。	県内在住の外国籍を持つもので、公的医療保険未加入等の理由で、医療費の弁済が行われない者	県内の初期救急医療機関、特殊救急医療機関及び二次救急医療機関（開設者が独立行政法人、国、神奈川県、市町村及び地方独立行政法人神奈川県立病院機構を除く）	入院の日から14日を限度として要した経費のうち回収努力にかかわらず未収となった医療費限度額100万円（ただし、入院について特別な事情がある場合は14日及び限度額を超過して補助額とすることができる。）	補助基準額または市町村補助額のいずれか少ない方の額の1/2	前年度に発生した未収医療費を、翌年度に年1回補填する。	神奈川県保健福祉局保健医療部医療課 045 - 210 - 4874
東京都	都内の医療機関が外国人を診療し、その医療費についても回収できない未払い医療費について、東京都が都内を除く都内の医療機関にその一部を補填する。	公的医療保険（国民健康保険、社会保険等）や公的医療扶助（行旅病人及び行旅死亡人取扱法、生活保護等）の適用を受けない外国人又は在勤している者。	都立を除く都内の保険医療機関。	不慮の傷病による緊急性を有する医療に係る医療費（保険診療として認められる範囲のもの）で、回収努力にもかかわらず現に未収となっているもの。入院 14日以内、外来 3日以内、この期間を超えた日数分は補填の対象とならない。補填金の交付後、医療費が回収できた場合は補填金を返還する。	1 医療機関 1 患者につき200万円を限度。予算額の範囲内に一律に減額。なお、当該患者から医療費が徴収した医療費がある場合は、その額を補填額から除き、また東京都救命救急センター運営費補助事業に基づく医療費の交付を受ける救命救急センターでは、その額を補填額から除く。補填額 = 「保険診療として算定した医療費」 - 「回収額」 - 「救命救急センター補助金交付額」	当該年度に発生した未収医療費を、翌年度に年1回補填する。	（公財）東京都福祉保健財団法人人材養成部健康支援室 03 - 5285 - 8001
山梨県	「救急医療損失医療費補てん補助金」として、救急車等により救急患者の搬入を受けた県内の医療機関が、当該患者のたために生じた医療費の損失に当該医療機関に対し予算の範囲内において補助金を交付する。	公的医療保険（国民健康保険、社会保険等）や公的医療扶助（行旅病人及び行旅死亡人取扱法、生活保護等）の適用を受けず、救急搬入日より6ヶ月を経過しても回収できない（見込み含む）救急患者に係る医療費。	独立行政法人、国立大学法人及び地方公共団体医療機関を除く。	入院 7日以内（原則） 外来 初診のみ	・診療報酬に相当する額から回収した額を控除して得た額の7割に相当する額。 ・入院費用から入院時食事療養費及び回収した額を控除し、さらに標準負担額を控除した額。 ・上記2点を合計した額とする。	申請必要書類を一般社団法人山梨県医師会会長を経由して知事に提出する。	山梨県福祉保健部医療課 055 - 223 - 1483
長野県	「救急緊急医療費損失補てん事業補助金」として、救急緊急患者の搬入を受けた医療機関が必要な救急医療を提供した結果発生した未収金について、予算の範囲内において補助金を交付	救急車等により搬送された患者（国籍不問）	国立、国立大学法人又は独立行政法人国立病院機構が開設する医療機関を除く、県内の医療機関	緊急搬送された患者に必要な救急医療を提供し、回収に努めたにも関わらず、患者の失そう等により未収となった前年度の医療費	診療報酬に相当する額 - 回収額 × 10/10以内の額（公的医療機関については、1/2以内の額）	申請に必要な書類を一般社団法人長野県医師会会長を経由して知事に提出	長野県健康福祉部医療推進課 026 - 235 - 7145

(7) その他

各自治体で実施している様々な助成制度について、特徴的な事例を中心に整理を行っている。必ずしも全自治体の事例を集約しているわけではない点に留意されたい。

(平成27年4月1日現在、保団連調べ)

高齢者（老人）医療費助成制度

都道府県	対象者	所得制限	自己負担金	助成方法	
				現物給付	償還払い
秋田	65歳以上の身体障害者手帳（4～6級）所持者（社保本人を除く）	本人：259.5万円 扶養義務者：728.7万円	なし	○	
山梨	68・69歳 (ただし、平成25年3月31日現在において受給対象である者に限る)	市町村民税世帯非課税者	高齢者医療確保法一部負担相当額	○	
新潟	65～69歳の寝たきり老人及び一人暮らし老人（ただし平成26年3月31日現在において受給対象である者に限り、74歳まで経過措置対象者とする）	前年度合計所得が125万円以下	2割負担（65～69歳の経過措置対象者は国保7割、公費2割、自己負担1割。70～74歳の経過措置対象者は国保8割、公費1割、自己負担1割）	○	○
愛知	後期高齢者医療の被保険者（65歳以上の障害認定を受けた者を含む）のうち、次の要件を満たす者 ①障害者医療対象者（身障手帳1～3級、肝臓機能障害4級、進行性筋萎縮症4～6級、知的障害50以下、自閉症状群、精神障害者保健福祉手帳1～2級） ②母子父子家庭医療対象者 ③戦傷病手帳所持者 ④寝たきり、認知症高齢者 ⑤勧告に伴う結核入院患者、精神障害者措置患者	①なし ②児童扶養手当準用 ③障害児福祉手当準用 ④市町村民税非課税世帯 ⑤なし	なし	○	
滋賀	65～74歳の低所得老人	市長村民税非課税世帯（本人、配偶者、扶養義務者全員非課税）に属する者	高齢者医療確保法一部負担相当額	○	○
京都	65～69歳	所得税非課税	高齢者医療確保法一部負担相当額（ただし2割負担）	○	
大阪	65歳以上で、以下に該当する者 ①身体及び知的障害者医療 ②ひとり親家庭の要件に該当する者 ③特定疾患治療研究事業実施要綱（平成27年1月改正前）に定める疾患（一部を除く）を有する者 ④感染症の予防及び感染症患者に対する法律に基づく結核に係る医療を受けている者 ⑤障害者総合支援法に基づく精神通院医療を受けている者	①身体障がい者及び知的障がい者医療費助成制度の所得制限 ②ひとり親家庭医療費助成制度の所得制限 ③～⑤前年の所得が259万円（扶養者が1名の場合）以下	1医療機関あたり入院が以来各1日500円以内（月2回限度）、月額上限2,500円（申請に基づき市町村窓口で償還）。	○	
兵庫	65～69歳	市町村民税非課税世帯で年金収入を加えた所得が80万円以下	・定率2割負担（負担限度月額は通院12,000円、入院35,000円） ※誕生月が昭和24年6月30日までの者は、定率2割負担（負担限度月額は通院8,000円、入院24,600円） ・市町村民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入80万円以下かつ所得がない者は2割負担（負担限度月額は通院8,000円、入院15,000円） ※誕生月が昭和24年6月30日までの者は、定率1割負担（負担限度月額は通院8,000円、入院15,000円）	○	

都道府県	対 象 者	所 得 制 限	自 己 負 担 金	助成方法	
				現物給付	償還払い
和歌山	67～69歳の経済的に低位な立場にある老人	あり（収入要件：・老人の収入が100万円以内（一人増える毎に+40万円）・世帯員全員が市町村民税非課税、・生活保護受給者ではない、資産要件：・本人の預貯金が350万円以下、・活用できる不動産がない、扶養要件：他の世帯に属する者から扶養を受けていない）	70歳の者と同じ負担相当額	○	
島根	65歳以上の3カ月以上寝たきりで介助が必要な老人（助成期間は1年まで）	特別障害者手当の所得制限に準ずる（本人のみ）	医療費の1割 ◎一般 月額上限（1医療機関あたり）：入院20,000円、通院6,000円 ◎市町村民税非課税世帯に属する者 月額上限（1医療機関あたり）：入院2,000円、通院1,000円	○	

### 在宅酸素療法患者酸素濃縮器助成

都道府県	対 象 者	助 成 内 容	給 付 方 法	費 用
岩手	県に住所を有し、医師の指示に基づき酸素濃縮器を使用して在宅酸素療法を行なっている者。ただし、次に掲げる者は対象外。①身体障害者手帳1級及び2級の者、②特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める障害児で障害の程度が1級に該当する者、③国民年金法に定める障害の程度が1級の者、④療育手帳Aを持つ者。	酸素濃縮器の使用に係る電気料金の1/2相当額。 1日当たり12時間までの吸入時間800円/月 1日当たり12時間を超え24時間までの吸入時間1,900円/月	毎年1月に請求書を市町村に提出すると、前年1～12月分の酸素濃縮器の使用に係る電気料金の1/2相当額が、3月に銀行振込等により給付される	市町村が実施 県補助割合1/2
宮城	県内各市町村（仙台市を除く）の在宅の身体障害者で、呼吸器機能障害3級以上の身体障害者手帳を所有する者のうち、医師の指示により在宅酸素療法を実施している者	電気料金用単価※に使用月数を乗じて得た額と市町村の実助成額のどちらか低い額から、寄附金その他収入の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額以内 ※使用単価は「消費電力」と「吸入時間」に応じて設定	市町村の定めによる	市町村が実施 県補助割合1/2
山形	県内に住所を有し、呼吸器機能障害による身体障害者手帳（ただし、1級、2級を除く）所持者で、現に医師の指示により在宅酸素療法を行っている者。	酸素濃縮器使用のための電気料金の助成。1日あたり1,600円	市町村に助成金の支給を申請する	市町村が実施 県補助割合1/2

### 自立支援医療特別対策事業

都道府県	対 象 者	対 象 医 療	給 付 内 容
京 都	呼吸器の機能障害で身体障害者手帳3級所持者	在宅酸素療法（以下を基本とする） 在宅酸素療法指導管理料 2,500点 携帯用酸素ボンベ加算 880点 酸素濃縮装置加算 4,000点 呼吸同調式デマンドバルブ加算 300点 計7,680点	京都府・京都市の更生医療と同様 ※月額自己負担上限額 ・市町村民税非課税 障害基礎年金1又は2級相当 1,250円（京都市0円） 上記以外 2,500円 ・市町村民税課税 所得割33,000円未満 2,500円 所得割33,000円以上 235,000円未満 5,000円 所得割235,000円以上 20,000円
	ぼうこう又は直腸の機能障害で身体障害者手帳3級所持者	ぼうこう又は直腸の機能障害となった原因疾患及びストマ（人工肛門、人工ぼうこう）周辺の感染防止等の治療	

## 遷延性意識障害者治療研究事業

都道府県	対 象 者	助 成 内 容	助 成 方 法	入 院 食 事
岩 手	欄外の遷延性意識障害の定義に該当し、身体障害者手帳の交付を受け、岩手県内の医療機関で医療保険適用の入院治療を受けている者。 ただし、次のいずれかに該当する方は対象外。 ①自動車事故による重度後遺障害者介護料の支給を受けている者 ②本人、その配偶者及び本人と現に生計を一つにする扶養義務者の前年分の所得額（前年分の所得額が確定していない場合は前々年分の所得額）の合算額が500万円を超える者	①入院医療費の一部負担金 ②介護費（日額2,700円） ③褥瘡予防費（日額432円） ※ 医療機関から申請	現物給付	×
宮 城	欄外の遷延性意識障害の定義に該当する者	①医療費の一部負担金 ②介護保険の居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリの利用料 ③介護療養型医療施設における特定診療費の利用料 ④患者・家族支援費（日額2,500円） ⑤褥瘡予防費（日額400円） ※ 医療機関から申請	現物給付	○
福 島	欄外の遷延性意識障害の定義に該当する者	①医療費の一部負担金 ②介護保険の居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリ、介護療養型医療施設の利用料 ※ 医療機関から申請	現物給付	○
新 潟	遷延性高度意識障害者は、身体障害者医療費助成の対象（身体障害者医療費助成制度参照）			
長 野	欄外の遷延性意識障害の定義に該当する者	①医療費の一部負担金 ②介護保険の居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリ、介護療養型医療施設の利用料 ※ 家族から申請	償還払い	×
兵 庫	欄外の遷延性意識障害の定義に該当する介護保険対象外の者（同一世帯に所得税額が838,200円を超える構成員がいないこと）	訪問看護ステーションが行う訪問看護の利用料（1日あたり1,200円を引いた額を助成） ※ 家族から申請	償還払い	—
<p>【遷延性意識障害の定義】 種々の治療にもかかわらず、3か月以上の間、次の6項目全てを満たす状態にある。</p> <p>①自力移動が不可能である。 ②自力摂食が不可能である。 ③糞・尿失禁がある。 ④声を出しても意味のある発語が全く不可能である。 ⑤簡単な命令には辛うじて応じることも出来るが、ほとんど意思疎通は不可能である。 ⑥眼球は動いていても認識することは出来ない。</p>				

※ 1 遷延性意識障害者は、上記に記載のない自治体でも、障害福祉サービスの「医療型ショートステイ」、「重度障害者等包括支援」の対象となる。

※ 2 遷延性意識障害の状態にあるだけでは回復の可能性もあることから身体障害認定がされないが、原因となる疾患の治療が終了し、医学的、客観的な観点から障害が継続していると判断できる場合には身体障害者認定がされる可能性がある。その場合は、主として『肢体不自由』の基準が適用され、上記以外の都道府県においても身体障害者医療費助成の対象となる。



妊産婦助成

※いずれも対象疾患に係る医療費

都道府県	対象者	助成内容	給付方法	費用
岩手	妊娠5月に達する日の属する月の初日から、出産した日の属する月の翌月末日までの者 (所得制限) 監護者又は本人の所得。児童扶養手当法準用(国基準(一部支給)に80万円上乘せ)	1レセプト当たり入院5,000円、外来1,500円までの負担。ただし、監護者又は本人が市町村民税非課税の場合は自己負担なし。	償還払い	市町村が実施 県補助割合1/2
茨城	妊娠届出日の属する日の初日から出産月翌月末日まで。 (所得制限) 旧児童手当特例給付準用扶養0人で393万円、扶養1人につき30万円 ※妊娠の継続と安全な出産のために治療が必要となる疾病に限定	(外来) 医療費の自己負担分から外来自己負担(医療機関毎に1日600円、月2回まで)を控除した額 (入院) 医療費の自己負担分から入院自己負担(医療機関毎に1日300円、月3,000円まで)を控除した額	償還払い	市町村が実施 県補助割合1/2
栃木	妊娠届が受理された月の初日から出産した月の翌月末日まで	医療保険各法の規定による一部負担金から自己負担(1レセプトあたり500円)を控除した額 入院時食事療養費は助成対象外	償還払い	市町村が実施 県補助割合1/2
富山	妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患及び切迫早産に罹患している妊産婦のうち、市町村長が妊産婦医療費受給資格登録申請書を受理した日の属する月の初日から出産(流産及び死産を含む)した日の属する月の翌月末日までの者 (所得制限) 児童手当法特例給付準用	医療保険各法の規定による被保険者もしくは組合員が負担すべき額(他の法令等により国または地方公共団体等が負担する医療に関する給付額を除く)	現物給付	市町村が実施 県補助割合1/2
山口	妊娠高血圧症候群及びその関連疾患、耐糖能異常、貧血、産科出血、心疾患に罹患している妊産婦(妊娠中または出産後10日以内)で、入院治療が必要な者(7日未満の入院は、妊娠高血圧症候群及びその関連疾患のみ)	年間所得税課税額15,000円以下の世帯に対し、入院期間21日を限度として、階層区分に応じて県で定めた基準額を支給	当該妊産婦の住所を管轄する保健所長を経由して知事に関係書類を添えて申請する。申請を受理した知事は審査のうえ、要件に該当する場合は援護費を支給する。	県が実施
徳島	県内に住所を有し、妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)、糖尿病、貧血、産科出血及び心疾患を患った妊産婦	前年度の所得課税額(1月1日から6月30日の間に申請があった場合には前々年の所得課税額)30,000円以下の世帯に対し、医療費の自己負担分を給付	償還払い	県が実施
鹿児島	妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患に罹患した妊婦及び出産後10日以内の産婦で、入院治療が必要な者	年間所得税額30,000円以下の世帯に対し、入院期間7日以上の場合に21日間を限度として、階層区分に応じて県で定めた基準額を支給する。	当該妊産婦の居住する保健所に関係書類を添えて申請する。申請を受理した保健所長は審査の上、要件に該当する場合は援護費を支給する。	全て県が助成 ただし、鹿児島市は市単独で実施

## 難病医療費助成制度

旧特定疾患治療研究事業の対象疾患以外で、都道府県が独自に定めた疾患に対して助成している事業。  
※いずれも対象疾患に係る医療費

都道府県	対象者	助成内容	給付方法
北海道	以下のすべての項目に当てはまる者 ①突発性難聴、溶血性貧血、ステロイドホルモン産生異常症、シェーグレン症候群、難治性肝炎のいずれかに罹患している者、②北海道内在住者、③医療機関等において、対象疾患の治療を行っている者	医療費の自己負担分から所得に応じた自己負担限度額を控除した額	現物給付
栃木	以下のすべての項目に当てはまる者 ①難治性ネフローゼ症候群または突発性難聴に罹患していて、各疾病の認定基準を満たしている者、②栃木県内に住所がある者、③医療保険に加入している者、④申請の際に提出した治療データを活用し、調査研究を進めることに同意している者	医療費の自己負担分から所得に応じた月額自己負担上限額を控除した額	現物給付
埼玉	以下のすべての項目に当てはまる者 ①溶血性貧血（自己免疫性溶血性貧血及び発作性夜間ヘモグロビン尿症を除く）、橋本病、特発性好酸球増多症候群、原発性慢性骨髄線維症のいずれかに罹患していて、各疾病の認定基準を満たしている者、②埼玉県内に住所がある者、③医療保険に加入している者、④提出した臨床調査個人票が疾患研究の基礎資料として使用されることに同意している者	医療費の自己負担分から所得に応じた自己負担限度額を控除した額	現物給付
東京	以下のすべての項目に当てはまる者。ただし、医療保険各法・介護保険法以外の法令、条例及び規則の規定により医療又は介護に関する給付を受けている者で、自己の負担額を生じない者を除く。 ①悪性高血圧、ネフローゼ症候群（指定難病のIgA腎症を除く）、母斑症、ミオトニー症候群（指定難病のシュワルツ・ヤンベル症候群を除く）、特発性好酸球増多症候群、強直性脊椎炎、びまん性汎細気管支炎、遺伝性QT延長症候群、先天性ミオパチー、網膜脈絡膜萎縮症、進行性筋ジストロフィー（指定難病の遠位型ミオパチーを除く）、ウイルソン病、骨髄線維症、肝内結石症、脊髄空洞症のいずれかに罹患していて、認定基準を満たしている者、②東京都に住所を有している者（住民登録がされていること）、③医療保険に加入している者	医療保険・介護保険を適用した後の、医療介護サービス費の自己負担分から所得に応じた自己負担限度額を控除した額。なお、医療保険適用後の自己負担割合が3割となる場合は、医療費助成により自己負担が2割となる。	現物給付
富山	以下のすべての項目に当てはまる者 ①富山県内に住所を有する者、②進行性筋ジストロフィー、アルツハイマー病、ピック病、ヌニエール病、突発性難聴、B型慢性肝炎・肝硬変、C型慢性肝炎・肝硬変、難治性ネフローゼ症候群、急速進行性糸球体腎炎、原発性慢性骨髄線維症、不応性貧血（骨髄異形成症候群）のいずれかに罹患していて、各疾病の認定基準を満たしている者、③医療保険に加入している者	入院医療費の自己負担分から所得に応じた自己負担限度額を控除した額	現物給付
長野	以下のすべての項目に当てはまる者 ①溶血性貧血（自己免疫性溶血性貧血及び発作性ヘモグロビン尿症を除く）、汎発性血管内血液凝固のどちらかに罹患していて、各疾病の認定基準を満たしている者、②長野県内に住所を有する者、③医療保険に加入している者	医療費・介護保険（入院時食事・生活療養も含む）の自己負担分から所得に応じた自己負担額を控除した額 平成29年12月31日まで経過措置対象者は入院時食事（生活）療養標準負担額の1/2を補助	現物給付
静岡	以下のすべての項目に当てはまる者 ①橋本病、突発性難聴に罹患していて、各疾病の認定基準を満たしている者、②静岡県内に住民登録がある者、③医療保険に加入している者	医療保険・介護保険の医療費の自己負担分から、所得に応じた自己負担限度額を控除した額（ただし医療保険の自己負担割合が3割の者は、自己負担限度額の超えない場合でも3割のうち1割分）	現物給付
愛知	以下のすべての項目に当てはまる者 ①血清肝炎及びウイルス性肝硬変に罹患していて、各疾病の認定基準を満たしている者、②愛知県内に住所がある者、③すでに医療を受けており、保険診療の際に自己負担がある者、④市町村住民税7.1万円未満（平成27年10月新規患者から）	医療保険・介護保険の医療費の自己負担分から所得に応じた自己負担限度額を控除した額	現物給付

都道府県	対 象 者	助 成 内 容	給 付 方 法
兵 庫	以下のすべての項目に当てはまる者 ①兵庫県内に住民票がある者、②突発性難聴、ネフローゼ症候群、悪性腎硬化症に罹患している者、各疾病の認定基準を満たしている者、③生計中心者の前年の所得税額が838,200円以下の者	入院医療費の自己負担分から、所得に応じた自己負担限度額を控除した額	現物給付
和 歌 山	以下のすべての項目に当てはまる者 ①橋本病、ネフローゼ症候群、突発性難聴、筋ジストロフィーに罹患している者、各疾病の認定基準を満たしている者、②和歌山県内に住所がある者、③医療保険に加入している者	医療費の自己負担分から所得に応じた自己負担限度額を控除した額 橋本病、ネフローゼ症候群：18歳以上で入院のみ 突発性難聴：入院のみ 筋ジストロフィー：入院・外来	現物給付

## ウイルス肝炎医療費給付事業

都道府県	対 象 者	助 成 内 容	給 付 方 法
北 海 道	北海道内に住所を有し、医療保険に加入しており、ウイルスマーカー等の基準を満たす①～③のいずれかに該当する者 ① 慢性肝炎(次のいずれかに該当する者) ・インターフェロン治療実施中(肝炎治療特別促進事業の対象となる者を除く) ・GPT(ALT)値が基準値の2倍以上 ・インターフェロン治療又はインターフェロンフリー治療の終了後1年以内 ② 肝硬変 ③ ヘパトーム	ウイルス性肝炎の治療に係る医療費の自己負担分から次の自己負担限度額(月額)を控除した額。 ① 課税世帯 1 医療機関ごとに入院44,000円、外来12,000円、院外薬局0円 ② 非課税世帯 自己負担なし	現物給付
長 野	長野県内に住所を有し、医療保険に加入している、ウイルス肝炎※の患者で以下のいずれかに該当する者 ① 抗ウイルス療法(インターフェロン、インターフェロンフリー、核酸アナログ製剤による治療)を受けている者 ② 抗ウイルス療法以外の治療を受けている者 ③ ①、②に関わらずフィブリノゲン製剤、非加熱血液凝固第8・9因子製剤の使用歴を証明された者	ウイルス肝炎の治療に係る医療費の自己負担分から所得に応じた自己負担限度額を控除した額。ただし対象者の区分による助成内容は下記のとおり。 ① 入院、通院の医療費(入院時の食事療養費等は対象外)(国制度(法別38)と同じ) ② 入院医療費のみ(入院時の食事療養費等を含む) ③ 治療方法に関わらず、入院、通院の医療費(入院時の食事療養費等を含む)	現物給付

※B型及びC型肝炎ウイルスに起因して発病した、慢性肝炎、肝硬変、ヘパトーム(肝がん)

## 心臓疾患児童に対する援護費支給特別措置

都道府県	対 象 者	助 成 内 容	給 付 方 法
京 都	京都府(京都市を除く)内に住所を有し育成医療の給付を受けられる世帯に属する児童で、心臓疾患にりし術前検査を受けた者。	カテーテル検査を含む諸検査費用として、支給の額は、社会保険各法による給付及び公費負担により給付されるものを控除した残額について、その全額とする。	申請者は、援護費の支給を申請するときは、請求書に当該承認書を添えて、知事に提出する。なお、書類の提出先は、すべて当該児童の住所地を所管する保健所である。

## 小児難病医療費助成事業

旧小児慢性特定疾患治療研究事業の対象疾病以外で、都道府県が独自に定めた疾患に対して助成している事業。  
※いずれも対象疾患に係る医療費

都道府県	対象者	助成内容	給付方法
北海道	①先天性疾患、後天性四肢関節変形・拘縮、骨・関節化膿性疾患、脊椎・脊髄疾患、骨・関節腫瘍性疾患、骨系統疾患、骨端症、麻痺性疾患（国が定める疾病以外）または、②慢性肝炎のいずれかに罹患しており、北海道内（札幌市、旭川市及び函館市を除く 注）に住所があり、18歳未満の方	①県指定の医療機関に6ヵ月以上入院する場合 ②1ヵ月以上の入院を要する場合 以上の場合において、医療費の自己負担分から所得に応じた自己負担限度額を控除した額	現物給付
茨城	小4から18歳未満までであって、①慢性腎疾患、②慢性呼吸器疾患、③慢性心疾患、④膠原病、⑤神経・筋疾患のうち、国の認定基準に満たない場合	15,000円/月を超えた額（1回でも院外薬局で調剤を受けた月は医療機関分として月5,000円まで、院外薬局分として月10,000円まで）	現物給付
石川	石川県内（金沢市を除く）に住所を有し、かつ、国の定める疾病にかかっているが、認定の基準をみたさない、就学後の者。ただし、旧ぜんそく疾患群については、入院治療のみを対象とする。	医療費の自己負担分から所得に応じた自己負担限度額を控除した額	現物給付
京都	①ネフローゼ症候群 ②萎縮腎、腎嚢胞、腎の奇形、位置異常又は腫瘍による腎機能障害、腎の無発生、低形成、無形成又は異形成、腎又は腎周囲腫瘍、腎又は尿路結石 ③気管支喘息	①6ヵ月以上の治療を必要とする場合かつ投薬を要する場合 ②6ヵ月以上の治療を必要とする場合かつ腎機能の低下が見られる場合 ③1年を通じ強度の発作を数回起こすなど重症の場合 以上の場合において、医療費の自己負担分から所得に応じた自己負担限度額を控除した額	現物給付
鳥取	小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象疾病に罹患している20歳未満の者。ただし、先天性代謝異常等の疾病のうち、県が定める疾病に罹患している者については、20歳以上も対象となる。	入院1,200円/日 外来530円/日（2,120円/月限度）	現物給付

## 大気汚染による呼吸器疾患患者の医療費助成制度

公害健康被害の補償等に関する法律に基づく医療費公費負担制度とは別に、自治体が独自に実施している制度

※いずれも対象疾患に係る医療費の助成

都道府県	自治体・制度名	対象者	自己負担金	問い合わせ先・電話番号
東京	東京都 「大気汚染医療費助成制度」	以下のすべての項目に当てはまる者 ①18歳未満の者（生年月日が平成9年4月1日以前の被認定者は更新のみ可能） ②気管支ぜん息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ及びそれらの続発症に罹患している者 ③東京都内に引き続き1年（3歳未満は6ヵ月）以上住所を有する者（住民登録が東京都内） ④健康保険等に加入している者 ⑤喫煙していない者	なし	福祉保健局健康安全部 環境保健衛生課 環境保健係 03-5320-4491
神奈川	川崎市 「小児・成人ぜん息患者医療費支給事業」	以下のすべての項目に当てはまる者 ①20歳未満の者 ②川崎市内に1年以上（3歳未満は6ヵ月以上）住所がある ③健康保険に加入している者 ④小児ぜん息（気管支ぜん息またはぜん息性気管支炎）と診断されている	なし	健康福祉局環境保健課 044-200-2487
		以下のすべての項目に当てはまる者 ①満20歳以上の者 ②川崎市に引き続き1年以上住所を有している ③気管支ぜん息の診断されている ④喫煙をしない者	医療費の1割	
愛知	名古屋市 「特定呼吸器疾病患者医療費助成制度」	以下の疾患に罹患している認定患者 ①慢性気管支炎及びその続発症 ②気管支ぜん息及びその続発症 ③ぜん息性気管支炎及びその続発症 ④肺気しゅ及びその続発症 ※新たな認定は行っていない	なし （入院時食事療養の標準負担額を含む）	環境局地域環境対策部 公害保健課 052-972-2689
	東海市 「特定疾患患者医療費助成制度」	市内に住所を有している期間が以下の認定要件に該当する者 ①慢性気管支炎及びその続発症（2年以上） ②気管支ぜん息及びその続発症（1年以上） ③ぜん息性気管支炎及びその続発症（1年以上） ④肺気しゅ及びその続発症（3年以上）	なし （入院時食事療養の標準負担額を含まない）	国保課医療助成担当 052-603-2211
	知多市 「特定疾病医療費助成制度」	名古屋市と同じ	なし （入院時食事療養の標準負担額を含まない）	健康推進課 0562-33-0050
大阪	大阪市 「小児ぜん息等医療費助成制度」	15歳年度末までの気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、慢性気管支炎、肺気しゅ及びこれらの続発症の方	1医療機関あたり1日500円以内（月2回限度）、複数医療機関受診の場合は2,500円/月限度	各区保健福祉センター
	東大阪市 「小児ぜん息等医療費助成制度」	気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎に罹患しており、引き続き1年（満3歳未満は6ヵ月）以上市内に住所を有する15歳以下の者	なし	健康部 保健所健康づくり課 072(960)3802